

視点

「介護保険の見直しで『尊厳』は求められるか —働くものの立場から—

No191 2005年2月

2000年4月に施行された介護保険制度は、2006年の制度改訂に向けて2004年7月に社会保障審議会介護保険部会の意見が取りまとめられ2005年通常国会に議論の場が移される（ぜひ本格的な審議を望みたい）とともに、まもなく介護報酬の改定に向けた議論がスタートする。見直しの基本的な枠組みは、制度の「持続可能性」の検証と介護予防や経済・地域再生への貢献といった「明るく活力ある超高齢社会」の構築、「社会保障総合化」の牽引役として「社会連帯」に基いた改革の推進である。具体的には、介護保険制度の改革として、「予防重視型システムへの転換」「施設給付の見直し」「新たなサービス体系の確立」「サービスの質の向上」「負担の在り方・制度運営の見直し」と地域介護・福祉空間整備等の交付金創設等「介護サービス基盤の在り方の見直し」が骨格となる。

介護保険制度は、学識者等の間で「社会保障制度改革のエンジン」と言われている。それは、制度発足後間もないこともあって、制度の理念と現実のギャップに関して本格的な議論が行いやすいという面と社会保障のシステムである「保険制度」と「提供体制」、「報酬制度」が包括的に議論をする雰囲気維持されている、プラン・ドゥー・チェック・アクションが制度内に組み込まれていることなどにある。

今回の改革論議の中でも、「2015年の高齢者介護」をはじめ、様々な角度から検討が行われてきた。また、介護保険のステークホルダーである、地域、事業者団体、労働組合、NPO・ボランティア団体、学会などでも活発な議論が行われ、それぞれの主張を展

開している。

連合総研も、UIゼンセン同盟介護クラフトユニオンの要請を受けて、昨春から検討を続けてきた「質の高い訪問介護サービスを実現できる職業能力を備えたヘルパーの確保・育成に向けた提言」を1月にまとめ発表している。「提言」の概要については、本誌別稿で紹介されているのでぜひ一読を願いたい。本稿では、私たちが「提言」に込めた「思い」の一端を述べてみたい。

「2015年の高齢者介護」は、「これからの高齢社会においては『高齢者が、尊厳をもって暮らすこと』を確保することが最も重要であることから、高齢者が介護を必要とする状態になっても、その人らしい生活を自分の意思で送ることを可能とすること、すなわち『高齢者の尊厳を支えるケアの確立』の実現を目指すことを基本に据えた」と高らかに宣言した。しかし、残念ながら、最終的にまとめられた介護保険見直し案の中には、『高齢者の尊厳を支えるケアの確立』が理念として明確に位置付けられているとは言い難く、その展開も見えない。人間の尊厳とは何かは壮大な問題であり、正確に定義することは困難であるが、アーサー・カプランの警鐘する「生命の尊厳」は言うまでも無く、人格・人権・人間性の尊重、人の希求する「自由」の保障、その具体的な側面として、介護サービスの利用者で言えば、「生命の維持」「意思決定・伝達」「自発動作」、様々な場面において「環境や機能に適応できること」などに集約できるであろうし、その「尊厳」を支えるためのケアとは何かは、常に介護現場で、行政の立場で振り返らなければならないことであろう。そうした意味では、人間の尊厳を侵害しない介護とは抽象論ではなく、具体的な政策として、教育として、行動規範として具体化されなければならないものである。

また、人が人の「尊厳」と向き合うには、両者の「尊厳」が確保されていなければならない。介護サービスの利用者の「尊厳」ある生活を支えるためには、ケアを行うヘルパーの「尊厳」も大切にされなければならない。少なくとも、介護サービスを事業として成立させるためには、ヘルパー業務が、「安心して働くことのできる仕事」（デイサービスネットワーク）でなければならないし、生涯の職業として働きがい満ちたもので無け

ればならない。

私たちは、ホームヘルパーの労働環境、労働条件を改善し、介護職場に魅力と働く人のインセンティブを与えていくためには、介護保険制度、労働関連法制、労使関係を総合的に勘案した政策が不可欠である、と考えている。にもかかわらず、介護保険の見直し審議の過程でその視点が決定的に不足しているのではないかという危機意識が、今回、介護労働の質の改善をめざす総合的な政策検討促進のための問題提起としての「提言」の背骨になっている。

介護サービスの基本は、人が人に対して提供するサービスである。

したがって、介護サービスを支える人材が介護サービスの質を左右する鍵であることから、保険制度における要として本来位置付けられねばならない。保険制度の問題、財政の問題、保険者機能の問題、事業者の問題等については、十分に議論されているが、支え手側の介護ヘルパーが、職業としての自信と誇りを持ち質の高い介護サービスをいかに行っていけるかが、今後の介護サービスの充実のために基盤的に必要である。

私たちは、今回とりわけ介護労働分野でも問題なものとして、訪問介護の中のいわゆる「登録ヘルパー」と呼ばれている人たちの課題にウェイトをおいている。とりわけ、その「直行直帰」型の訪問介護サービスには問題が多い。「直行直帰」型は、事業主の雇用管理が困難で、サービスの質に事業主が関与できない、ヘルパー間の意思疎通や情報の交換のためのカンファレンスに参加できない、教育の機会確保が困難など、雇用管理、人材育成、安全衛生などの諸側面で問題が多く、本来の就業形態としては廃止の方向が望ましいと考えるが、現実には、働く側のニーズもあり、即時廃止が困難であるならということで、介護・労働基準双方からの総合的な解決を求めている。どのような時点、どのような状況下であれ、働くものの「尊厳」も確保されなければならない。

今回の見直し審議の方向が不透明で、見直し案自体の見直しが必要な状況の中で、連合総研として引き続き問題意識を持続し、今回対象としなかった分野を含めて、研究の深

化と政策提言化に努力していきたい。（麻布十八番）

[HP D I O目次に戻る D I Oバックナンバー](#)